A2.05

国際登録出願に係る商標(ラテン文字、アラビア数字、 ローマ数字以外の表記)の音訳についての取扱い

- 1. 国際登録出願に係る商標がラテン文字以外の文字からなる又は当該文字を含むときはラテン文字へ音訳をし、またアラビア数字又はローマ数字以外の数字で表記された数字からなるとき又は当該数字を含むときは、アラビア数字へ置き換えを行い、それぞれ国際登録出願の願書第9欄(a)「Transliteration of the mark」(以下「標章音訳」という。)の欄に記載されていなければならない。
- 2. 本国官庁は、「標章音訳」の欄についての確認を行い、その記載がないときは出願人に対し記載を促すこととする。また、ラテン文字又はアラビア数字若しくはローマ数字以外の文字又は数字を使用している等記載に明確な誤りがあるときは、その記載について訂正を促すこととする。

ただし、「標章音訳」欄の記載不備の訂正は、国際登録出願の日(国際登録の日)に影響を及ぼさないことを考慮して行うこととし、その不備が訂正されない場合であっても、他の要件を満たしている限り、本国官庁は国際登録出願に関する証明をし、国際事務局へ送付することとする。

「説明」

(1) 国際登録出願に係る商標は、例えば日本語における文字(漢字、平仮名文字、片仮名文字)等ラテン文字以外の文字からなる場合又はその文字を含む場合には、その国際登録出願の言語(我が国の場合は「英語」となる。)の発音に従って音訳したものをラテン文字で記載しなければならないこととなっている。すなわち、我が国の場合には、音訳は、英語の発音に従いローマ字によって綴ることとなる。

<標章音訳例>

- ①商標「アップル」の音訳 「APPURU」
- ②商標「硝子」の音訳「GARASU」

< 標章音訳として認められない例> 商標「特許庁」の音訳「TOKKYOCHÔ」 ※ 「CHO」の文字に発音記号「^」を記載している

また、数字を表すものとしての漢数字を含む場合には、それらをアラビア数字へ置き換えたもので記載する。

(2) 「標章音訳」は、国際登録出願に係る願書の記載事項ではあるものの本 国官庁の証明事項ではないことから、欠落又は不備があるとしても国際登 録の日を確保するために本国官庁の証明を行い国際事務局へ送付すること とする。

しかし、「標章音訳」の記載について欠陥があるときは、国際事務局から出願人及び本国官庁宛にその欠陥が通報され、出願人は、欠陥の通報を受けてから3月以内にその欠陥を是正しなければ、その国際登録出願は放棄されたものとして取り扱われる(共通規則11(2))。(本国官庁は「標章音訳」についての欠陥による通報に対しては、特段の措置は行わない。)そこで、本国官庁は、「標章音訳」の記載について国際事務局による審査が行われることを考慮し、出願人に対し便宜を図る観点から、欠落している場合又は明確な誤りがある場合、国際出願の日の確保に影響しない限度において、その是正を促すこととしたものである。

また、「明確な誤り」には、「ラテン文字(ローマ字)以外の文字」を 音訳の欄に記載されている場合等が当たる。